

第 10 号様式（京都府地球温暖化対策条例施行規則第 27 条関係）

第 4 号様式（京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第 3 条関係）

特定建築物工事完了届出書

| | |
|---|--------------------------------------|
| (宛先) 京都府知事 | 令和 元 年 10 月 29 日 |
| 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 京都府城陽市寺田東ノ口 16 番地、17 番地 | 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 城陽市長 奥田 敏晴 |

第 10 号様式（京都府地球温暖化対策条例施行規則第 27 条関係）

| | | |
|--|--|--|
| 工 事 の 種 別 | <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 | |
| 工 事 完 了 年 月 日 | 令和 元 年 10 月 29 日 | |
| 特 定 建 築 物 排 出 量 削 減 計 画 書 兼 特定建築物再生可能エネルギー導入計画書 提出年月日 | 平成 30 年 6 月 20 日 | |
| 特定建築物の概要 | 名 称 | 消防本部庁舎移転新築工事 |
| | 所 在 地 | 京都府城陽市富野東田部 33 番地 他 |
| 府内産木材等の使用 | 府内産木材等の種類と使用量 | ① 第 11 条の 2 第 1 号ア該当木材等 3.96 立方メートル ② 第 11 条の 2 第 1 号イ該当木材等 立方メートル ③ 第 11 条の 2 第 2 号該当木材等 立方メートル ④ 第 11 条の 2 第 3 号該当木材等 立方メートル 府内産木材等の使用量の合計量 3.96 立方メートル (①+②+③+④) |
| | 使用する用途 | 家具(カクテル, 展示台, 展示棚) |
| | 府内産木材等の使用基準量 | 0.28 立方メートル |
| | 当該建築物における木材の使用量の合計量 | 3.96 立方メートル |
| | 木材が使用可能な居室の合計面積 | 291.40 立方メートル |
| 温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施した措置 | 概 要 | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 外壁、屋根又は床の断熱 | 外壁:ウレタンフォーム吹付 t30. 屋根:押出法ポリスチレンフォーム(3種 b) t60 | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 窓の断熱又は日射の遮蔽 | Low-E 複層ガラスを採用. 西面バルコニー:日射遮蔽ルーバーを設置. | |
| <input checked="" type="checkbox"/> エネルギー消費効率の高い設備の導入 | 高効率の空調機器を採用 | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 環境への負荷が少ない材料の利用 | 再生砕石等の採用 | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 節水型設備の設置 | 自動水栓, 節水型便器, 擬音装置を採用 | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 雨水、雑排水等の利用 | 雨水貯留タンク 200L を採用 | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 耐用年数が高い材料及び設備の利用 | 給水管等ビニール管を採用. | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 建築物の維持管理の容易性に対する配慮 | 各便所に SK 設置. バルブ等は操作が容易な位置とする | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 緑化の実施 | 敷地内地上部を可能な限り緑化. 屋上緑化を設置 | |
| <input type="checkbox"/> その他 | | |

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 この届出書には、次に掲げる事項が分かる書類を添付してください。

(1) 府内産木材等の使用量

(2) 使用した木材等が府内産木材等であること。

(3) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施した措置の内容

3 「府内産木材等の使用基準量」には、第 22 条第 3 項の規定により算出した数値を記入の上、その算出の根拠となる資料を添付してください。

